

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月11日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)
【会社名】	株式会社ネクストジェン
【英訳名】	Nextgen, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大西 新二
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目3番地4
【電話番号】	(03)3234-6855
【事務連絡者氏名】	管理本部長 高木 孝男
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町三丁目3番地4
【電話番号】	(03)3234-6855
【事務連絡者氏名】	管理本部長 高木 孝男
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期累計(会計)期間	第8期
会計期間	自平成21年1月1日 至平成21年3月31日	自平成20年1月1日 至平成20年12月31日
売上高(千円)	230,076	971,485
経常損失() (千円)	37,406	332,459
四半期(当期)純損失() (千円)	37,683	369,454
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-
資本金(千円)	402,068	400,243
発行済株式総数(株)	16,728	16,548
純資産額(千円)	693,816	727,849
総資産額(千円)	902,271	993,783
1株当たり純資産額(円)	41,476.34	43,984.15
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	2,271.19	22,359.07
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-
自己資本比率(%)	76.9	73.2
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	23,116	15,812
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	56,883	136,561
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	3,650	103,844
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	174,424	204,299
従業員数(人)	71	75

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、持分法を適用すべき会社がないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。また主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年3月31日現在

従業員数(人)	71 (2)
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、契約社員を含みます。)は、当第1四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間の生産実績は、次のとおりであります。

事業区分の名称	当第1四半期会計期間 (自平成21年1月1日至平成21年3月31日)	
	生産高(千円)	
NGNソリューション事業 (人的サービスであるNGNサービス事業を除く)	159,248	

- (注) 1. 金額は当期製造費用によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期会計期間の受注状況を事業区分別に示すと、次のとおりであります。

事業区分の名称	当第1四半期会計期間 (自平成21年1月1日至平成21年3月31日)	
	受注高(千円)	受注残高(千円)
NGNソリューション事業	170,155	85,914
NGNサービス事業	49,432	74,931
合計	219,587	160,845

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業区分別に示すと、次のとおりであります。

事業区分の名称	当第1四半期会計期間 (自平成21年1月1日至平成21年3月31日)	
	販売高(千円)	
NGNソリューション事業	113,229	
NGNサービス事業	116,847	
合計	230,076	

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
2. 当第1四半期会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期会計期間 (自平成21年1月1日至平成21年3月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)
日商エレクトロニクス株式会社	89,015	38.7
株式会社ケイ・オプティコム	42,733	18.6
フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	40,251	17.5

- (注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

平成21年12月期第1四半期会計期間（自平成21年1月1日至平成21年3月31日）における当社の財政状態及び経営成績は、以下の通りです。

なお、当事業年度は四半期報告書の提出初年度であるため、「（1）業績の状況」「（2）財政状況の分析」「（3）キャッシュ・フローの状況」において比較、分析に用いた前年四半期数値は、あずさ監査法人による四半期レビューの対象となっております。

（1）業績の状況

当第1四半期会計期間における我が国の経済は、金融危機に端を発する世界経済の急速な縮小の影響で、日本経済の牽引役であった輸出が急減したことにより、企業の投資意欲は全体として冷え込みが続く状況となりました。急速な生産の落ち込みを受け、各種雇用調整が実施されるに至ったほか、物価のデフレ傾向も強まったことで、個人消費もより一層低迷いたしました。

こうしたなか、当社の主要顧客である通信事業者各社においては、内需主導型の事業形態であることに加え、光回線及び移動体通信に対する底堅い需要に牽引され、売上、利益ともに堅調に推移しており、設備投資についても計画通り進められる傾向にあります。

このような事業環境のもと、当第1四半期会計期間における当社の業績につきましては、売上高230,076千円（前年同期比13.1%の増加）、営業損失37,596千円（前年同期は118,265千円の営業損失）、経常損失37,406千円（前年同期は117,794千円の経常損失）、四半期純損失37,683千円（前年同期は69,993千円の四半期純損失）となりました。

事業区分ごとの業績は、次のとおりです。

NGNソリューション事業

NGNソリューション事業の売上高は113,229千円と、前年同期に比べ218.7%の増加となりました。これは、前事業年度より継続して営業活動を行ってありました自社ライセンス販売と、その導入に伴う技術支援であるソリューションSEやその他物販等が堅調に推移したことによるものです。

NGNサービス事業

NGNサービス事業の売上高は116,847千円と、前年同期に比べ30.4%の減少となりました。これは、導入済みソフトウェアの保守・サポートに関する売上はほぼ横ばいであったものの、通信事業者向けに提供する技術支援サービスの売上が前年同期を下回ったことによるものです。

（2）財政状態の分析

当第1四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ91,512千円減少し、902,271千円となりました。その内訳は次のとおりです。

資産

流動資産は、前事業年度末に比べ113,954千円減少し、432,110千円となりました。これは、売掛金残高が88,012千円減少し、181,105千円となったことが主な要因であります。

有形固定資産は、前事業年度末に比べ4,247千円減少し、81,785千円となりました。これは主に減価償却によるものです。無形固定資産は、前事業年度末に比べ26,845千円増加し、357,591千円となりました。これは、ソフトウェア仮勘定が17,498千円減少した一方で、自社製ソフトウェアの製造等によりソフトウェア資産が44,344千円増加し、335,693千円となったことによるものです。

これらの結果、固定資産の総額は、前事業年度末に比べ22,441千円増加し、470,160千円となりました。

負債

流動負債は、前事業年度末に比べ60,780千円減少し、205,153千円となりました。これは、買掛金が24,480千円減少し36,961千円となったこと、未払金が15,883千円減少し27,634千円となったこと、未払費用が9,739千円減少し5,599千円となったこと、前受金が9,454千円減少し21,913千円となったことが主な要因であります。

固定負債は、前事業年度末に比べ3,301千円増加し、3,301千円となりました。これは、一年超のリース債務が3,301千円増加したことによるものです。

これらの結果、負債の総額は、前事業年度末に比べ57,478千円減少し、208,455千円となりました。

純資産

純資産は、前事業年度末に比べ34,033千円減少し、693,816千円となりました。これは主に、当第1四半期会計期間に純損失37,683千円を計上したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ29,874千円減少し、174,424千円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、23,116千円の収入となりました。

これは主に、税引前四半期純損失37,406千円、仕入債務の減少24,464千円等の支出要因があったものの、売上債権の減少88,229千円、減価償却費39,896千円等の収入要因があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、56,883千円の支出となりました。

これは主に、無形固定資産の取得による支出54,305千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、3,650千円の収入となりました。

これは、株式の発行による収入3,650千円によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発費の総額は、6,384千円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において新たに確定した重要な設備の新設、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000
計	60,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年5月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,728	16,728	大阪証券取引所	(注)1
計	16,728	16,728	-	-

(注)1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

なお、単元株制度は採用しておりません。

2. 「提出日現在発行数」欄には平成21年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第2回 平成14年9月12日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1.	300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000
新株予約権の行使期間	平成16年9月27日から 平成24年9月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1.	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 平成16年12月1日付の株式分割(1:5)により各数値の調整を行っております。

2. 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役もしくは従業員であることを要する。ただし、当社が取締役会の決議により認めた場合については、この限りではない。
新株予約権者が、権利行使期間の初日到来前に死亡した場合は、新株予約権者の相続人は、これを行使することはできない。
新株予約権者が、権利行使期間の初日到来後に死亡した場合は、新株予約権者の相続人の内、新株予約権者の配偶者及び子に限り、新株予約権を行使することができる。なお、新株予約権者の配偶者及び子以外の相続人は、新株予約権を行使することはできない。
このほかの条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
3. 新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
本件新株予約権については、譲渡、質入その他の処分は認めない。ただし当社取締役会の承認がある時はこの限りではない。
4. 新株予約権の個数及び新株予約権の目的となる株式数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

第3回 平成15年12月10日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	28
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)1.	140
新株予約権の行使時の払込金額(円)	160,000
新株予約権の行使期間	平成17年12月11日から 平成25年12月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)(注)1.	発行価格 32,000 資本組入額 16,000
新株予約権の行使の条件	(注)2.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成16年12月1日付の株式分割(1:5)により各数値の調整を行っております。

2. 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、定められた消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行使することはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。
各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。
3. 新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
4. 新株予約権の個数及び新株予約権の目的となる株式数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

第4回 平成17年2月25日定時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	106
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	106
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000
新株予約権の行使期間	平成17年2月28日から 平成27年2月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500
新株予約権の行使の条件	(注)1.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注)1. 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、定められた消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
- 各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行使することはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。
- 各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。
2. 新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
3. 新株予約権の個数及び新株予約権の目的となる株式数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

第5回 平成18年4月27日臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成21年3月31日)
新株予約権の数(個)	166
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	166
新株予約権の行使時の払込金額(円)	98,000
新株予約権の行使期間	平成18年4月28日から 平成28年4月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 98,000 資本組入額 49,000
新株予約権の行使の条件	(注)1.
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)2.
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注)1. 新株予約権の行使は、行使しようとする新株予約権又は新株予約権者について、定められた消却事由が発生していないことを条件とし、消却事由が生じた新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、取締役会の決議により特に行使を認められた場合はこの限りでない。
各新株予約権の行使に当たっては、新株予約権1個の一部についてこれを行使することはできないものとする。また、新株予約権の行使の結果、新株予約権者に対して発行される株式数は整数でなければならず、1株未満の端数の部分については、株式を割り当てないものとする。
各新株予約権の行使に当たっては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反していないことを条件とし、違反があった新株予約権の行使は認められないものとする。
2. 新株予約権を譲渡するには、会社の取締役会の承認を要する。
3. 新株予約権の個数及び新株予約権の目的となる株式数は、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数を減じております。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年1月1日～ 平成21年3月31日 (注)	180	16,728	1,825	402,068	1,825	352,068

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	-	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 16,548	16,548	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	16,548	-	-
総株主の議決権	-	16,548	-

【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年1月	2月	3月
最高（円）	53,500	62,700	47,000
最低（円）	40,500	38,500	39,000

（注）最高・最低株価は、大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものであります。

3 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、第1四半期会計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第6条第1項第5号ただし書きにより、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成21年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	174,424	204,299
売掛金	181,105	269,117
仕掛品	20,457	1,014
原材料	17,236	26,783
前払費用	22,802	23,156
繰延税金資産	12,207	12,050
その他	3,877	9,642
流動資産合計	432,110	546,065
固定資産		
有形固定資産		
建物	9,441	9,441
減価償却累計額	3,412	3,169
建物(純額)	6,029	6,272
工具、器具及び備品	172,104	167,814
減価償却累計額	96,347	88,053
工具、器具及び備品(純額)	75,756	79,760
有形固定資産合計	81,785	86,032
無形固定資産		
ソフトウェア	335,693	291,349
ソフトウェア仮勘定	21,897	39,396
無形固定資産合計	357,591	330,745
投資その他の資産		
繰延税金資産	-	156
差入保証金	30,783	30,783
投資その他の資産合計	30,783	30,940
固定資産合計	470,160	447,718
資産合計	902,271	993,783
負債の部		
流動負債		
買掛金	36,961	61,442
短期借入金	100,000	100,000
リース債務	793	-
未払金	27,634	43,518
未払費用	5,599	15,338
未払法人税等	1,059	1,452
前受金	21,913	31,367
預り金	5,784	11,713
製品保証引当金	1,000	1,100
その他	4,407	-
流動負債合計	205,153	265,934
固定負債		
リース債務	3,301	-
固定負債合計	3,301	-
負債合計	208,455	265,934

	当第1四半期会計期間末 (平成21年3月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成20年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	402,068	400,243
資本剰余金	352,068	350,243
利益剰余金	60,319	22,636
株主資本合計	693,816	727,849
純資産合計	693,816	727,849
負債純資産合計	902,271	993,783

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高	230,076
売上原価	135,513
売上総利益	94,563
販売費及び一般管理費	132,160
営業損失()	37,596
営業外収益	
受取利息	57
為替差益	444
その他	73
営業外収益合計	575
営業外費用	
支払利息	384
営業外費用合計	384
経常損失()	37,406
税引前四半期純損失()	37,406
法人税、住民税及び事業税	277
法人税等合計	277
四半期純損失()	37,683

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失()	37,406
減価償却費	39,896
製品保証引当金の増減額(は減少)	100
受取利息及び受取配当金	57
支払利息	384
売上債権の増減額(は増加)	88,229
たな卸資産の増減額(は増加)	9,895
未払又は未収消費税等の増減額	10,201
仕入債務の増減額(は減少)	24,464
未払金の増減額(は減少)	17,400
前受金の増減額(は減少)	9,454
その他	15,963
小計	23,971
利息及び配当金の受取額	57
法人税等の支払額	912
営業活動によるキャッシュ・フロー	23,116
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	2,578
無形固定資産の取得による支出	54,305
投資活動によるキャッシュ・フロー	56,883
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	3,650
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,650
現金及び現金同等物に係る換算差額	243
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	29,874
現金及び現金同等物の期首残高	204,299
現金及び現金同等物の四半期末残高	174,424

【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期会計期間（自平成21年1月1日至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期会計期間 (自平成21年1月1日至平成21年3月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更</p> <p>通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。</p> <p>これによる損益への影響はありません。</p> <p>リース取引に関する会計基準の早期適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が平成20年4月1日以降開始する事業年度に係る四半期財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用開始初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。</p> <p>これによる損益への影響は軽微であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成21年1月1日至平成21年3月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している場合に、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しております。
2. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前事業年度末以降に経営環境等、かつ一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前事業年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p> <p>ただし、前事業年度末以降に経営環境等に著しい変化が生じ、又は、一時差異等の発生状況について著しい変化が認められた場合には、前事業年度決算において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに当該著しい変化の影響を加味したものを利用する方法によっております。</p>

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日至平成21年3月31日)	
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
給与	39,247千円
販売支援労務費	36,627
研究開発費	6,384
減価償却費	5,301

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成21年1月1日至平成21年3月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	174,424
現金及び現金同等物	174,424

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成21年3月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 16,728株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の四半期会計期間末残高

ストック・オプションとしての新株予約権 - 千円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当四半期会計期間におけるリース取引残高は前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載していません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期会計期間末 (平成21年 3月31日)		前事業年度末 (平成20年12月31日)	
1 株当たり純資産額	41,476.34円	1 株当たり純資産額	43,984.15円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額等

当第 1 四半期累計期間 (自平成21年 1月 1日 至平成21年 3月31日)	
1 株当たり四半期純損失金額	2,271.19円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期累計期間 (自平成21年 1月 1日 至平成21年 3月31日)
四半期純損失 (千円)	37,683
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純損失 (千円)	37,683
期中平均株式数 (株)	16,592

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 決算日後の状況

特記事項はありません。

(2) 訴訟

当社は、ブロードアース株式会社（旧社名：メディア・クルーズ・ソリューション株式会社）より、平成20年6月16日付で、同社テレコミュニケーション事業部の従業員を複数名採用したことは同事業部の奪取を目的としたものであり、共同不法行為であるとして、225,923千円の損害賠償等を求める訴訟の提起を受けました。当社といたしましては、ブロードアースの主張には全く根拠がなく、当社には違法とされるべき行為はないとして正当な論拠を主張しております。当該訴訟においては当社の主張が受け入れられると考えており、今後も法廷の場で適切に対処していく方針です。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月11日

株式会社ネクストジェン
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 潮来 克士 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中山 毅章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクストジェンの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第9期事業年度の第1四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネクストジェンの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しています。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。